

【勉強法】用語の理解

質問03	わからない言葉が多すぎて困っています。	自分的メモ
<p>介護支援専門員の試験では、いくつもの専門用語が出てきます。言葉の意味がわからないと試験問題に対応することができません。知らない言葉が出てきたら、テキストの索引やインターネットなどで検索し、言葉の意味を調べましょう。できればカードを作ると良いと思います。</p> <p>(例) カードの表面には「償還払い」、裏面には「立替払いのこと」などと自分がイメージしやすい言葉で要点をまとめます。それを地道に繰り返していくと1ヶ月ほどでかなりの言葉を覚えることができます。</p>		

【介護支援分野】支援分野全般

質問04	介護保険制度がなかなか理解できません。	自分的メモ
<p>介護保険制度は複雑な制度です。特に平成18年度以降、予防給付が改正されたことに加え、地域密着型サービス、地域支援事業、地域包括支援センター、介護サービス情報の公表制度などが創設されました。勉強を進めるにあたって、まずは介護保険制度の全体像を覚えることが大切です。お勧めの方法は、市町村役場に行き、介護保険のパンフレットをもらって勉強することです。また自分の住む地域以外の自治体の資料をインターネットなどで入手することもできます。それらを取り寄せ、「介護保険で出てくる頻出の用語」(「主な登場人物」と呼称するとドラマっぽくてわかりやすいでしょうか。)と「介護保険利用の流れ」「サービス」「保険料を含めた財政」を整理すると良いでしょう。そして、クドいようですが教科書の目次を何回も読んで介護保険制度のキーワードを自分のものにしてください。</p>		

【介護支援分野】被保険者

質問05	介護保険の被保険者資格の取得は、なぜ「誕生日の前日」なの？	自分的メモ
<p>確かに教科書に40歳、65歳の誕生日の前日と書いてあります。市役所担当の方に次のように教えてもらいました。これは民法の規定によるもので、我が国では年齢到達により条件を取得する、というような場合、その要件を満たすのは、すべて「誕生日の前日」と定めています。そのため、介護保険でも「40歳に達した時」という条件を満たすのは、「39歳の最後の日」となるのだそうです。</p>		